

【インフルエンザ】出席停止期間早見表

※「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱後2日を経過するまで」出席停止となる。

解熱した日によって出席停止期間は延長することがある。(発症後4日以降に解熱した場合

例4.5は、出席停止の期間が延長されていく。

★登校の際には、必ず「インフルエンザ回復届出書」を記入し、担任へ提出してください★

法的に、必ず休まなくてはならない期間です。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

解熱した日を「0」とする。3日目から登校可。